



復興庁も行っている全国各地の高校出前授業（復興庁サイトより）

## 子どもを風評被害払拭に利用しないで

片岡輝美（モニタリングポストの継続配置を求める市民の会共同代表）

年明けに岸田首相は、今年春から夏にかけて、福島第1原発敷地内にある「処理水」の海洋放出を開始すると発表しました。それに向け、事故直後から始まっていた福島県産物の風評被害払拭キャンペーンが加速しています。特に小中高校生をターゲットにした事業には愕然とします。

昨年9月に経済産業省は、ALPS（多核種除去設備）処理水と福島県やその近隣県の水産物の安全性への理解を醸成するための出前食育活動等事業を大手広告代理店の博報堂に1億円で委託しました。その内容は、福島県沖の水産物を県内の小中学校の学校給食食材として提供し、その様子を県内外に広めるというものです。楽しそうに食べる子どもを広告塔に食の安全をアピールするのが狙いです。

事業を知った友人ら

## 消費者庁にボスター文言変更を迫る

杉浦陽子（香害をなくす連絡会事務局）

と取り組み状況を把握し、事業に参加しないでほしいと伝えるため、県内59市町村の教育委員会全てに電話をかけました。その時点で7自治体が県教育委員会から通達を受け、そのうち学校へ案内したが学校側の実施の意向の回答なしは2自治体、4つの自治体は検討し不参加を決定、残り1自治体は検討中だということがわかりました。私たちは事業問い合わせ先の公益財団法人原子力安全研究協会にも状況を尋ねたところ、「かなり苦戦しています」との回答でした。今回の調査で教育委員会レベルでもこの類の事業には慎重であることことがわかりました。

昨年秋、復興庁は全国8つの高校で「復興庁職員と考える福島の復興出前授業」を行うなど、国は教育現場を風評被害払拭に利用しています。しかし、本来、子どもが学校で学ぶべきことは「環境は汚しても大丈夫」ではなく、「環境は汚してはいけない」ことのはず。大人も繰り返し、そのことを肝に銘じていきましょう。

香害をなくす連絡会（事務局・日消連）は、2月16、17日に5省庁（消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）、国民生活センターとのオンライン面談を行いました。要望書は衆議院の大河原雅子議員の仲介で届け、要望の前提として、厚労省の文書に「柔軟剤が健康被害を招き得る科学的根拠の一端が記されていること」、国民生活センターの文書に「製品中の香りマイクロカプセルへの懸念が示されていること」を挙げました。

その上で、柔軟剤など香害を引き起こす製品の規制、マイクロカプセル配合の禁止、香害被害の実態調査やVOC（揮発性有機化合物）測定、使う人の自肃啓発などを訴えました。

要望のほとんどは、「できない」か、先延ばしの「検討する」かで、その理由は「因果関係が未解明」というもの。だからこそ、国が責任をもつて被害を調べ、企業には安全性の証明を要求すべきですが、そこが及び腰です。

ですが、昨年要望したマイクロカプセルの安全性の研究は未着手、シックハウス検討会の再開も準備中のままであります。幸い家庭用品規制法見直しの気運はあるようです。また昨年以降、介護・保育関係を含む各方面に香害ボスターを紹介してくれました。

消費者庁に対しても、5省庁連名ボスターの文言を「困っている人がいます」「柔軟剤使用をやめましょう」と変えたところ、「とても嬉しいと迫りました。これについては他団体からも訴えが相次いでいる模様で、変更を検討するとのことでした。一方、柔軟剤を家庭用品品質表示法の指定品目にとの要望は、かたくなに拒否されました。企業に「不利益、を与える変更には微塵も動かない、この間の政府の姿勢を崩しませんでした。面談に合わせて連絡会が呼びかけた消費者ホットライン「188(いやや)」への香害相談は、3週間で約160件に上りました。こうした動きを省庁に報告できることは、今後の進展の追い風になつていくことでしょう。